

～クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ～

全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします。



太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いており、関係各国の科学者が集まる会議（中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC))で「**資源回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要**」と求められています。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで**全ての漁法で**、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という**厳しい資源管理に取り組んでいます**。

- ◎ 国から北海道への小型(30kg未満)のクロマグロに係る漁獲配分量がゼロとなることが示されました。
このため、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの期間、道内での小型(30kg未満)のクロマグロは採捕できなくなります。
- ◎ 30kg未満の小型魚の再放流をお願いします！！
- ◎ 平成30年7月1日以降にクロマグロを採捕すると罰則が適用される場合があります。

※3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は懲役・罰金の両方

クロマグロの情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/top.htm>

北海道 遊漁のページ

検索 🔍



北海道水産林務部漁業管理課